

# 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更(案)の概要

## 第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

統計の体系的整備・  
有用性の確保・向上

重点化  
明確化

- ①統計相互の整合性の確保・向上
- ②国際比較可能性の確保・向上
- ③経済・社会の環境変化への的確な対応
- ④正確かつ効率的な統計作成の推進
- ⑤統計データの透明化・オープン化の推進

## 第2 公的統計の整備に関する事項

- 国民経済計算の推計精度の向上、国際基準(O8SNA<sup>\*1</sup>)への対応【H26から順次検討・実施】
- 経済構造統計(経済センサス)を軸とした新たな枠組みの構築【H27からH30までに順次結論】
- 人口減少社会等に対応した統計の整備(男女別、年齢別、地域別表章の充実等)【H26から順次実施】
- ILOにおける失業者等の概念・定義の見直しへの対応【H28までに結論】

## 第3 公的統計の整備に必要な事項

- 事業所母集団データベースの充実、新たな統計作成への活用【H26から順次検討・実施】
- オンラインを利用した調査の推進【H26から順次実施】
- 政府統計共同利用システムの機能充実等(API機能<sup>\*2</sup>、統計GIS等)【H27までに結論】
- 統計の品質評価の取組促進【H26から実施】
- 統計職員への研修や統計に関する研究の充実【H26から段階的に実施】

※1 2008年から2009年にかけて国連統計委員会で採択された国民経済計算の基準である国民経済計算体系

※2 統計データをプログラムが自動で取得できるようにするために、機械が判読可能な形式で提供する機能

## 第4 基本計画の推進

- 基本計画の実効性を確保するため、府省間の連携を一層推進し、統計委員会における取組を重点化
- 国民に対する的確な情報提供の推進